

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)~10月30日(金)

| 提案主体の氏名<br>又は団体名   | 提案名                           | 事業の<br>実施場所           | 具体的な事業の実施内容  | 事業を実施した場合に想定される<br>経済的社会的効果  | 事業の実施を不可能又は困難とさせている<br>規制等の内容  | 規制等の根拠法令等            | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容  |
|--|-------------------------------|-----------------------|--|--|--|----------------------|--|
| 千葉県、<br>千葉市、<br>市原市、<br>袖ヶ浦市、<br>木更津市、<br>君津市、<br>千葉県経済協議<br>会 | 京葉臨海コ<br>ンビナート国<br>際競争力強<br>化 | 千葉県<br>京葉臨海<br>コンビナート | <p>京葉臨海コンビナートは、国内最大の素材・エネルギー産業の集積地であるが、その主要な産業である鉄鋼、石油精製、石油化学においては、海外との激しい競争にさらされているほか、石油精製においては内需の縮小への対応もあり、国際競争力を高めるため事業の再編・高付加価値化等が必要となっている。</p> <p>こうした中で、当該産業が引き続き国内に投資を行い国内産業の競争力を高めていくためには、産業の立地基盤となっている臨海コンビナートの事業環境の改善が重要であり、京葉臨海コンビナートにおいて以下の事業を実施していく。</p>  | <p>○ 生産設備の効率化・高度化<br/>京葉臨海コンビナート内において、異なる企業間における事業統合、あるいは企業内での設備の再編・集約による生産の効率化、高度化を促し、国際競争力を持つ生産体制が構築される。</p> <p>また、老朽設備の更新・高度化を促進するとともに、製品の高付加価値化に向けた新たな投資をもたらすことが可能となる。</p> <p>○ 投資に伴うコストの大幅な削減<br/>京葉臨海コンビナート内において、大規模な火力発電所の新設が計画されている。建設にあたり大量の建設残土の発生が予想されるが、⑨欄に掲げる新たな措置のうち「③自然由来物質に係る土壌処理方法の追加」が実現されれば、残土処理費の大幅な削減が期待できる。</p> <p>※残土処理費の例<br/>現状の処理方法において、仮に自然由来物質の基準不適合の土壌が20万m<sup>3</sup>発生するとした場合、処理単価を3万円/m<sup>3</sup>とすると、処理費は約60億円となり、こうした処理費に対する削減効果が期待できる。</p> <p>○ 総合エネルギー産業への転換<br/>京葉臨海コンビナート内において、石油精製産業の事業拡大による新たな発電所建設計画により約8000億円の新たな投資が見込まれる。</p> <p>また、京葉臨海コンビナートは既に首都圏における東京電力発電量の約4割を担う一大エネルギー供給拠点であり、都心への近接した立地環境から送配電コストの抑制が可能であり、首都圏への安定かつ安価な電力供給の重要な拠点としての役割を高めていくことができる。</p> | <p>① 装置産業における設備投資や更新の多くは3000㎡を超える大規模なものとなる。</p> <p>しかし、3000㎡以上の土地の形質変更の際に「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれ」が認められるときは、事業者は多額のコスト及び相当の期間を要する土壌調査を命じられるリスクを負うことになるが、当該汚染のおそれの判断に関わる基準(土壌溶出量基準)は、当該土地が人の健康へのリスクのない場合や自然由来物質である場合等の区別を考慮しない一律の過剰なものとなっている。</p> | <p>土壌汚染対策法第4条第2項</p> | <p>① 形質変更時の自然由来物質に係る規制基準の緩和<br/>自然由来物質に係る土壌汚染対策法の規制について、人の健康へのリスクに応じた必要最小限の規制とする観点から規制緩和を求める。</p> <p>京葉臨海コンビナートには、住宅地からの位置や地下水の流れる方向から、陸上又は地下水経路による人の健康へのリスクがないことから、海域への流出による汚染拡散・健康被害を防止することに必要な範囲の規制とする観点に立ち、京葉臨海コンビナートを一つの区域と見なし、京葉臨海コンビナート区域内における土地の形質変更・土壌移動の場合において、専ら京葉臨海コンビナート内の自然由来物質の基準適合を判定するに際しては、法第4条第2項の「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれ」の判定に関わる土壌溶出量基準について、水質汚濁防止法(海域への排出基準)と同等の基準を適用する。</p> |
|  |                               |                       | <p>① 生産設備の効率化・高度化の促進<br/>老朽化した設備の更新・高度化により、生産の効率化、高付加価値化を促進していくため、土地活用に関して過剰又は法上の取扱いに不均衡が生じている規制の合理化により投資コストの負担軽減を図り、国際競争の中で国内に投資を呼び込むための立地環境の改善を図る。</p> <p>② 新規投資・設備再編に伴う遊休地の塩漬けを解消しコンビナートの活性化を促進<br/>新規投資や設備の再編・集約化に伴う土地の形質変更の際に、土地活用に関する過剰又は法上の取扱いに不均衡が生じている規制がネックとなり、設備撤去後の土地の有効活用が阻害されていることから、こうした規制の緩和により、更なる土地活用を促進しコンビナート全体の活性化を図る。</p> <p>③ 総合エネルギー産業への転換の促進<br/>石油精製業を中心に国内市場規模に応じた事業の再編・集約化が図られるに際し、国内における事業基盤を確実なものとしていくため、京葉臨海コンビナート内に発生する遊休地等を活用した発電事業等への事業の拡大による総合エネルギー産業への転換を促進していく。</p> | <p>○ 投資に伴うコストの大幅な削減<br/>京葉臨海コンビナート内において、大規模な火力発電所の新設が計画されている。建設にあたり大量の建設残土の発生が予想されるが、⑨欄に掲げる新たな措置のうち「③自然由来物質に係る土壌処理方法の追加」が実現されれば、残土処理費の大幅な削減が期待できる。</p> <p>※残土処理費の例<br/>現状の処理方法において、仮に自然由来物質の基準不適合の土壌が20万m<sup>3</sup>発生するとした場合、処理単価を3万円/m<sup>3</sup>とすると、処理費は約60億円となり、こうした処理費に対する削減効果が期待できる。</p> <p>○ 総合エネルギー産業への転換<br/>京葉臨海コンビナート内において、石油精製産業の事業拡大による新たな発電所建設計画により約8000億円の新たな投資が見込まれる。</p> <p>また、京葉臨海コンビナートは既に首都圏における東京電力発電量の約4割を担う一大エネルギー供給拠点であり、都心への近接した立地環境から送配電コストの抑制が可能であり、首都圏への安定かつ安価な電力供給の重要な拠点としての役割を高めていくことができる。</p>  | <p>② 3000㎡以上の土地の形質変更の際に法第4条第2項においては、「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある」ことのみによって、上記①の調査を命じることとされ、命令の判断を行う基準について、人の健康へのリスクに応じた取扱いとなっていない。</p>   | <p>土壌汚染対策法第4条第2項</p> | <p>② 形質変更時の調査要件の緩和<br/>京葉臨海コンビナートには、住宅地からの位置や地下水の流れる方向から、陸上又は地下水経路による人の健康へのリスクがないことから、京葉臨海コンビナートを一つの区域と見なし、京葉臨海コンビナート区域内における土地の形質変更・土壌移動の場合において、専ら京葉臨海コンビナート内の自然由来物質の基準適合の有無に関わる場合は、法第4条第2項の「当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれ」の判断については法第3条第1項ただし書や法第5条第1項と同様に「人の健康に係る被害が生ずるおそれ」の有無を加えて行うこととし、健康被害のおそれがないと認められる場合には、調査猶予の扱いとする。</p>  |
|  |                               |                       | <p>③ 総合エネルギー産業への転換の促進<br/>石油精製業を中心に国内市場規模に応じた事業の再編・集約化が図られるに際し、国内における事業基盤を確実なものとしていくため、京葉臨海コンビナート内に発生する遊休地等を活用した発電事業等への事業の拡大による総合エネルギー産業への転換を促進していく。</p>   | <p>○ 総合エネルギー産業への転換<br/>京葉臨海コンビナート内において、石油精製産業の事業拡大による新たな発電所建設計画により約8000億円の新たな投資が見込まれる。</p> <p>また、京葉臨海コンビナートは既に首都圏における東京電力発電量の約4割を担う一大エネルギー供給拠点であり、都心への近接した立地環境から送配電コストの抑制が可能であり、首都圏への安定かつ安価な電力供給の重要な拠点としての役割を高めていくことができる。</p>  | <p>③ 京葉臨海コンビナートは海底浚渫土で造成された土地であり、もともと海底に存在していた基準不適合の自然由来物質が検出されている。</p> <p>一方で、臨海部工場から海域への排水について水質汚濁防止法の基準が適用されているが、上記の自然由来物質を含む土壌は、水質汚濁防止法の基準を下回る場合であっても、処理方法として海域への投入は認められていない。</p>  | <p>土壌汚染対策法第18条</p>   | <p>③ 自然由来物質に係る土壌処理方法の追加<br/>京葉臨海コンビナートの土地の形質変更の際に、専ら自然由来物質の基準適合の有無が関わる場合には、海域への排出に適用されている水質汚濁防止法と同等の基準充足のもとで、海洋汚濁防止法の手続き等に則り、海域への投入を土壌処理の方法として認めることにより、人の健康被害を生じさせない新たな処理方法を構築することが可能。</p>   |